

## 健康科学大学公的研究費等の間接経費取扱い内規

「平成29年 4月20日」

「学 長 制 定」

(趣旨)

第1条 この内規は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）に基づき、健康科学大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の間接経費の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「公的研究費等」とは、健康科学大学公的研究費等取扱規程第2条に定める経費のことをいう。
- (2) 「直接経費」とは、公的研究費等による研究の実施に伴い、研究計画の遂行に直接必要な経費のことをいう。
- (3) 「間接経費」とは、公的研究費等による研究の実施に伴い、本学の研究活動の管理・運営等に必要経費として、本学が使用する経費のことをいう。
- (4) 「研究者」とは、公的研究費等を得た本学の教員のことをいう。

(間接経費の譲渡)

第3条 研究者は、公的研究費等を交付された場合、間接経費を本学に譲渡するものとし、譲渡する額は直接経費の30パーセントに当たる額とする。ただし、公的研究費等を交付した機関による特別な定めがある場合は、交付機関の定めるとおりとする。

(間接経費の管理)

第4条 間接経費の管理は、本学事務室総務部総務課（以下「総務課」という。）が行う。  
2 総務課は、証拠書類を保管した上で、必要に応じて公的研究費等を交付した機関に報告するものとする。

(間接経費の使途)

第4条 間接経費の使途は、次の各号に定める経費に充てる。

- (1) 本学の研究環境の改善及び研究機能の向上
- (2) 研究者の研究開発環境の改善

(3) その他共通指針の別表1に準ずるもの

2 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

(研究者の転出等)

第5条 研究者が他の研究機関等に転出、退職又は当該研究を廃止した場合の取扱いは、公的研究費等を交付した機関の定めるとおりとする。

附 則

この内規は、平成29年4月20日から施行する。